

申請回復國籍手續

申請回復國籍，必須先向本處申請居留簽證，持憑返台向戶政事務所辦理，其手續流程如下：

流程	申辦事項	應備文件及注意事項	備註
1 (日本)	居留簽證 (3 號櫃台)	1、※簽證申請書 1 份 2、照片 2 張(3.5cm×4.5cm、彩色，底色為白地、6 個月以內拍攝的)。 3、擬回復國籍理由書 1 份(備有表格)。 4、載有歸化日期之日本戶籍謄本 <正本 1 份・影本 2 份> (3 個月以內申請，須在文件發行地管轄區內辦理驗證。發行地為本管轄區內者，可以同時辦理驗證)。 5、載有喪失國籍日期之台灣戶籍謄本正本 1 份(3 個月以內申請)。<正本 1 份・影本 1 份> 6、無犯罪證明(請向日本警察局本部提出申請，14 歲以下可免，須同時辦理驗證)。 7、健康診斷書 1 份(備有格式，健診時間須在 3 個月內，6 歲以下可免)。<正本 1 份・影本 1 份> 8、日本護照(效期在 6 個月以上)。 9、航空券予約確認書或 E チケット 10、手續費	※必須透過網際網路，至外交部領事事務局網頁連結下列網址： https://visawebapp.boca.gov.tw/BOCA_EVISA/ ，填妥簽證申請表資料，並將申請表列印後，併同相關必要文件，向本處或其他駐日各處提出申請。
	驗證文件 (1 號櫃台)	1、驗證申請書 1 份。 2、有歸化登載記錄之日本戶籍謄本 <為申請簽證準備之原件> 3、※無犯罪證明書及中譯文正本各 1 份 4、身分證件(パスポート)影本 1 份。 5、手續費	※無犯罪證明書之中譯文在本處翻譯。
2 (台灣)	外僑居留證 (返國 15 日內向內政部移民署申請)	1、外僑居留證申請書 1 份、照片 1 張。 2、有喪失國籍登載記錄之台灣戶籍謄本 1 份(3 個月內申請) 3、日本護照。	約需 10 個工作天
	日本警察局證明書複驗 (外交部領事事務局)	1、文件證明申請書 1 份。 2、日本警察局證明書(含中譯文)各 1 份(另備影本各 1 份)。 申請人身分證明文件。	約需 2 天
3 (台灣)	回復國籍 (外僑居留證登載居留地之戶政事務所)	1、回復國籍申請書(由戶政事務所提供)。 2、有效之外僑居留證或外僑永久居留證。 3、日本警察機關核發之警察局證明書(含中譯文)，未滿 14 歲者免附。 4、相當之財產或專業技能，足以自立、或生活保障無虞之證明。但申請隨同回復國籍之未成年子女，免附。 5、未成年人附繳其法定代理人同意證明。 6、其他相關戶籍或身分證明文件(如已註銷戶籍之我國戶籍謄本、喪失國籍許可證書影本等)。 7、相片 2 張(背面書寫姓名，比照國民身分證之相片規格式樣)。	第 4 項所稱之財產證明包括： (1)國內之收入、納稅、動產或不動產資料； (2)雇主開立之聘僱證明或申請人自行以書面敘明其工作內容及所得； (3)我國政府機關核發之專門職業及技術人員或技能檢定證明文件； (4)其他足資證明足以自立或生活保障無虞之資料。

1. 設立戶籍後首次出國，應先向外交部領事事務局申辦載有國民身分證字號之我國護照，始可持憑出國。
2. 以上內容僅供參考，詳細情形仍依法令及主管機關規定為準。
3. 如有國籍問題，可洽內政部戶政司國籍行政課，電話：台北 02-2356-5096；戶政司全球資訊網：<http://ris.gov.tw>。

国籍回復の手続きは、日本で居留 VISA を取得後、台湾にて国籍回復に係る全ての手続きを完了させる必要があります。

前ページの「流れ」をご参照いただき、詳細は台湾各機関にお問い合わせください。

【注意事項】

1. 「帰化記録のある戸籍謄本の認証」及びその他公文書の認証について

- ① ①日本で国籍回復 VISA 申請の際に提出する「帰化記録の記載のある戸籍謄本」
- ② ②「現在の戸籍謄本」（「帰化」手続き後に除籍になったり、氏名が変更になっている場合）
- ③ ③その他日本で発行された書類(特殊な事情等で戸籍謄本以外の出生証明書など公文書の日本での認証手続きが必要な場合)
- ④
- ⑤ →上記の書類は、発行元の管轄の代表処で認証の手続きをしてから、VISA 申請にお持ちください。神奈川県・静岡県で発行された戸籍謄本や公文書は本処で VISA と同時に認証申請可能です。

⑥

2. 「犯罪経歴証明書」申請について

「犯罪経歴証明書」の申請には、(1) パスポート (2) 住民票（発行から 6 ヶ月以内）または自動車運転免許証 (3) オンライン登録済みの査証申請書 が必要です。

オンラインで作成した申請書は 2 部印刷し、1 部は「犯罪経歴証明書」申請用に、1 部は VISA 申請用にご使用ください。

「犯罪経歴証明書」は VISA 申請時に厳封のままお持ちください。

申請方法や場所等詳細は「神奈川県警ホームページ」または「静岡県警ホームページ」をご覧ください。申請の際には指紋を採取しますので、必ずご本人が申請して下さい。